

ける選舉の全体的統制、文書の発行、選舉資金の蒐集

(イ) 地區選舉対策委員會——選舉區内の各支部選出委員會を以て構成、選舉闘

争の遂行、府縣聯合會、總本部選舉対策委員會との連絡。

尚選舉闘爭を行はざる地方に於ては選舉違反の摘發、選舉批判のための活動を行ふべきであるが、之とは特別の組織を持たざるものそれは地方事情によるべきである。

(3) 府縣會選舉に於ける我組合の政策

我が組合は次の如き政策を以て選舉に當り大衆にアピールする。但し地方情勢に應じ或は他團体との協定によりて適當なる政策を加え、或は省略するも差支へない。スロー・ガンに就ても亦同様である。

政 策

○満十八歳以上の男女に公民権附與、居住期間制限の廢止。(道府縣知事の公選)、大選舉區比例代表制の実施、議員定員の増加、○府縣會召集権を議員に附與、惡府縣令の廢止、△無產階級運動に対する不當彈圧干渉反対の警察の閑與する小作爭議防止委員會設置反対、官僚政治反対、行政の刷新、無產者の生活本位の地方自治の確立、△地方債元金利子の支拂、低利借換、

○義務教育費全額國庫負担の地方財政調整金の交付、警察費一般行政費の整理、△水利組合、水害予防組合、耕地整理組合の負担輕減、△車稅、船稅、牛馬稅の廢止、その他雜稅の改廢、△特別地稅の廢止、△小商業者の營業稅の免除△戸教訓、反別割の廢止△所得稅、營業收益稅、附加稅の累進賦課△不均一課稅率の設定、△相続稅附加稅の創設、その他有產者負担の新稅創設△有產者脱稅の防止、嚴罰△農村社會事業の擴張△無料托兒所の擴張△簡易診療所、產院を多數設置すべし、醫師、產婆の公務△救護法適用の擴張△食困者、災害受難者に対する政府米の十分なる給付、△欠食兒童の給食△學用品の給付△農村經濟施設の擴充△勤勞者本位△農山漁樹土本事業の擴張、繼續△食農に対する農業技術指導△災害者に対する肥料農具の給付、△無利子生業資金の融通△公營の耕地開發、食農の移住、△公有林、國有林の利用許可△農業組合の改革とその民主化△食農本位の農事実行組合の組織△その獎勵△電氣事業公營、電燈料金値下げ△小農食農本位とする農村經濟更生計劃の樹立△農產物検査と單式自由制とせよ△勤勞農民小額負担の元利のモラトリ亞ム